

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全てのステークホルダーに対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示制度を遵守し、速やかな情報開示を行っております。

【原則1-1株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切且つ積極的な情報開示や円滑な議決権行使のための環境整備に努めております。

《補充原則 1-1-①》

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における決議事項について、議決権行使結果を確認し、株主総会后に反対理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行っております。

《補充原則 1-1-②》

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れる

べきである。

当社は、取締役会と監査等委員会という枠組みの中で迅速な意思決定及び業務執行を目的として執行役員制度を導入しております。また、監査等委員会は、3名の監査等委員（うち社外取締役は2名）で構成され、業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しております。なお、総会決議事項の一部を取締役に委任できる事項については、引き続き検討してまいります。

《補充原則 1-1-③》

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、会社法において認められている少数株主権について「株式取扱規程」により権利行使の手続き及び株主確認方法等を定めており、少数株主の権利行使の確保に十分配慮しております。

【原則1-2株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように開催日や開催場所等の設定に努めております。また、出席できない株主の皆さまについては、議決権行使書の郵送による議決権行使方法を採用しております。引き続き株主が議決権行使をしやすい環境整備を検討してまいります。

《補充原則 1-2-①》

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきと認識しております。

《補充原則 1-2-②》

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めております。また、株主総会招集通知の発送日前に、当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。

《補充原則 1-2-③》

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

株主総会は株主との対話の場であるとの観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきであり、当社は株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定を行っています。

《補充原則 1-2-④》

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社の株主構成を勘案し、国内外問わず株主が議案の検討をしやすくするために、英文招集通知の開示を当社ホームページにて行っております。

議決権電子行使プラットフォームの利用については今後検討していきます。

《補充原則 1-2-⑤》

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合には、実質株主であることの証明や事前の議決権行使状況の証明等、あらかじめ所定の手続きを経た場合は出席を認めることとしております。

【原則1-3資本政策の具体的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、株主に対しての責務を果たすため、自己資本利益率（ROE）8%以上確保することを経営指標として資本効率の最適化を目指しております。また株主還元につきましては安定配当の維持を基本として今後の成長性や収益性の確保に向けた投資とのバランスをとりながらその充実を目指してまいります。

【原則1-4政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図る為、主として取引先からの保有要請を受け、保有することがあります。なお、取引関係の強化によって得られる当社グループの利益やリスク、投資額等を総合的に勘案して投資可否については判断しております。なお、当社グループが保有する取引先の株式につきましては、個別銘柄ごとに当初の株式取得目的と現在の取引金額及び取引内容等の経済合理性を検証し、その結果、当該株式の保有意義が希薄化した株式は、当該企業の状況を勘案したうえで売却により縮減を図ります。また議決権行使については提案されている議案について株主価値の毀損につながるものではないかを確認し、投資先企業の状況等を勘案しております。

《補充原則 1-4-①》

上場会社は、自社の株式を政策保有株主として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

政策保有株主から売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げる事はいたしません。

《補充原則 1-4-②》

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、政策保有株主との間で、会社や株主共同の利益を害するような取引を行わないよう取引の経済合理性を十分に検証し取引を行います。

【原則1-5いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では持続的な成長を継続させ、企業価値を向上させることを最重要課題と認識しており、現段階では買収防衛策の導入の予定はありません。

《補充原則 1-5-①》

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方(対抗提案があればその内容を含む)を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示いたします。その際には株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げることはいたしません。

【原則1-6株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、独立社外役員の意見も配慮しつつ、必要性や合理性等の情報を速やかに開示するとともに、決算説明会や株主総会の場を活用して十分な説明に努めます。

【原則1-7関連当事者間の取引】

上場会社はその役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行うべきである。

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社および子会社を含む全ての役員に対して、関連当事者取引の有無について確認をするアンケート調査を每期実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則 2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきと認識しております。当社グループは、「お客様の衣食住遊を豊かにする」という経営理念の下、1968年の創業以来、「顧客志向・顧客密着」を合言葉に、通信販売を中心として、多様なサービスを展開してまいりました。また、ステークホルダーとの適切な協働に努めるため、当社の行動規範を定めるほか、第三者を入れたコンプライアンス委員会を毎月開催するなどして、企業倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めております。

【原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社は、「お客様の衣食住遊を豊かにし、生活と幸せの向上に貢献する」という事業の原点をはじめ、わが社の求める社員像、わが社の目指す企業像といった経営理念を策定しております。この考え方を基礎に事業運営を行うことで中長期的な企業価値向上につながると考えております。

【原則2-2 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきと認識しております。社会的責任を果たすために、経営者および社員が自主的に実践していく行動規範として「役職員行動規範」を定めており、コンプライアンスを意識し、全社一丸となって推進していく体制を整えております。

《補充原則 2-2-①》

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

取締役会に内部統制状況の報告を定期的に行い、行動規範が広く実践されているかどうか確認しております。また個別のリスク可能性案件については毎月取締役会に報告をしております。

【原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、「お客様の衣食住遊を豊かにする」という経営理念の下、事業活動を通じて環境問題にも対応しております。今後も経営会議、取締役会を通して経営と環境の問題について引き続き検討してまいります。なお、CSR活動については当社ホームページに開示しております。

<https://www.belluna.co.jp/csr/>

《補充原則 2-3-①》

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社は、地球環境保護活動の一環として、CO2を発生させないクリーンな発電設備である太陽光発電システムを一部の物流センターで導入しております。また、商品配送用の梱包資材は再生紙を使用、効率的な配送でごみの削減にも取り組むなど環境への負荷低減に努めております。

【原則2-4女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、組織活性化の取り組みとして「ダイバーシティ」の推進に力を入れ、性別・国籍の有無などを問わない多様な人材が持てる力をフルに発揮できるような環境整備を目指します。また、当社は、女性の能力の発揮を促進するために積極的な取り組みを実施しております。具体的な取り組みについては以下のURLをご覧ください。

<https://www.belluna.co.jp/csr/employee/>

【原則2-5内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規定を設け、内部通報担当取締役を窓口として受付けております。内部通報があった場合には、関連部門へ調査・対応策の立案の指示を行うとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行っております。

《補充原則 2-5-①》

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置(例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等)を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置しております。また、内部通報者の不利益扱いを禁止するとともに匿名での通報も可能とし通報者の保護を図っております。

【原則2-6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用(運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む)の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、本件の対象となる年金制度は導入しておりません。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則 3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報(とりわけ非財務情報)が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。提供する情報は、正確で分かりやすい記述や具体的な記述で行い、ステークホルダーにとって有用性の高い記載となるよう努めております。

【原則3-1情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

(i) 経営理念、事業戦略、経営計画等を当社ホームページや決算説明資料に掲載しております。

経営理念 <https://www.belluna.co.jp/company/policy/>

事業戦略 <https://www.belluna.co.jp/irinfo/policy/manage/>

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページおよび有価証券報告書に記載しております。

コーポレートガバナンスの基本方針 <https://www.belluna.co.jp/irinfo/policy/governance/>

(iii) 取締役の報酬等については、株主総会で決議されたそれぞれの報酬総額の限度内で、監査等委員を除く取締役については、個々の取締役の職責および実績をベースに、経営内容や経済情勢等を勘案して決定しており、また監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(iv) 社外取締役の選任については、社外役員の独立基準を参考にして決めており、その基準は有価証券報告書にて開示しております。また、取締役候補者の選任については、経営判断能力や経営執行能力に優れていること、法令および企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断して決定しております。経営陣幹部の解任の方針と手続について、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合、独立社外取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。

(v) 新任候補者、社外取締役候補者の選解任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

《補充原則 3-1-①》

上記の情報の開示(法令に基づく開示を含む)に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、株主やステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、分かりやすい記述で、迅速且つ具体的な情報開示を行うよう努めております。

《補充原則 3-1-②》

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社は、アニュアルレポートやホームページで英文の開示を行っております。外国人持株比率が更に高まるようであれば、英文での追加情報の提供も検討してまいります。

【原則3-2外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、監査等委員会、経理部門等の関連部門と連携し、監査スケジュールや監査体制の調整に努め、外部会計監査人が、適切な監査を行えるよう体制確保に努めております。

《補充原則 3-2-①》

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

(i) 当社の監査等委員会は、外部会計監査人候補を適切に選定し、外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、外部会計監査人の監査実施状況報告や監査報告等を通じて、外部会計監査人の職務の実施状況の把握および評価を行っております。

(ii) 当社の監査等委員会は、外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。

《補充原則 3-2-②》

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス(面談等)の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(i) 外部会計監査人と事前協議を実施の上、監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。

(ii) 外部会計監査人からの要請があれば、代表取締役をはじめ経営幹部陣は、速やかに面談を行うこととしております。

(iii) 会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査等委員との連携を確保しております。また、監査等委員は内部監査室と連携し、随時情報交換を行うとともに、外部会計監査人は内部監査室と直接連携を取っており、外部会計監査人が必要とする情報について随時開示が可能な体制になっております。

(iv) 代表取締役の指示により、各管掌取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果を報告する体制としております。また、監査等委員会は常勤監査等委員が中心となり、内部監査室やその他関連部門と連携を取り、調査・是正を行うこととしております。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則 4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣(執行役及びいわゆる執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。こうした役割・責務は、監査役会設置会社(その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる)、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会および経営会議において、企業戦略等の方向性を示しております。また、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定めており、取締役と各部門の職務と責任を明確にすることで経営幹部陣による適切なリスクテイクを支える環境整備が整っております。また、当社は、監査等委員会を設置しております。監査等委員3名のうち2名は社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は、第三次経営計画(2017年3月期～2019年3月期)まで策定しており、取締役会および経営陣幹部はこれに沿った経営戦略を実施することでグループ全体としてこれを遂行しております。

《補充原則 4-1-①》

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、社内規程に基づき、取締役会、代表取締役、取締役、本部長等の意思決定機関および意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

《補充原則 4-1-②》

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や

自が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

第二次経営計画（2014年3月期～2016年3月期）を見直した上で、第三次経営計画（2017年3月期～2019年3月期）を策定しております。計画の見直しや変更が生じた際はその背景や内容について、決算説明会や株主通信にて株主に説明しております。

《補充原則 4-1-③》

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画（プランニング）についての策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

最高経営責任者等の後継者の計画については重要な課題と認識しており、今後とも取締役会中心に幹部社員の育成を行っていきたいと考えております。後継者候補の選定に関しては、取締役としての実績に加え、社内外からの人望の厚さ及び経験・見識・専門性等から高い経営判断能力を有するものを最高経営責任者の候補者とし、独立社外取締役を含む取締役会にて、該当者を最高経営責任者として相応しい人物かを判断し、決定します。

【原則4-2取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべきである。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、「健全なる冒険」を経営指針の一つとして掲げ、適切なリスクテイクを奨励する土壌作りを行ってまいりました。今後、経営陣の報酬についても健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを検討していきたいと考えております。

《補充原則 4-2-①》

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、客観性・透明性ある手続きに従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、個々の取締役の職責および実績、また中長期的な観点からの取組み等を勘案して代表取締役が決定しております。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に株主との一層の価値共有を進めるこ

とを目的として譲渡制限付株式を付与する株式報酬制度を導入しております。

【原則4-3取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

取締役も含めた経営会議で会社の業績を評価するとともに、別途部門毎の評価も半期毎に行っております。また、当社は、情報開示責任者を定め、適時正確な情報を開示する体制を構築しております。関連当事者間の取引は、取締役会にて審議を行い、社外取締役の意見を求めるとともに、その取引の状況等については適宜報告を求めています。

《補充原則 4-3-①》

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

経営幹部の選任や解任については、会社の業績等の評価も踏まえ、代表取締役が取締役会に上程し、決議を得ております。

《補充原則 4-3-②》

取締役会は、CEO の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた CEO を選任すべきである。

当社は、代表取締役の選任手続きについて、人格や見識等を十分に考慮した上で、職務と責任を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる者を独立社外取締役に含む取締役会にて決議する事としています。

《補充原則 4-3-③》

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEO がその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEO を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続きを確立すべきである。

最高経営責任者及び経営幹部の解任の方針と手続きについて、経営幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、取締役会に先立ち独立社外取締役に解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議する事としています。

《補充原則 4-3-④》

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個々の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、コンプライアンスリスク管理規程を定め、適切なリスクコントロールを行っております。また、リスク発生の対応策と再発防止策については、別途設置しているコンプライアンス委員会で審議検討しております。

【原則4-4監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社は、監査等委員3名の内2名を社外取締役を選任しております。選任された社外取締役は、弁護士、公認会計士・税理士等の専門性の高い知識と豊富な経験を有しており、取締役会および経営陣に対して適切に意見を述べております。

《補充原則 4-4-①》

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせることで実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社は、監査等委員3名の内2名を独立性の高い社外取締役を選任しております。常勤監査等委員は社内の重要な会議に参加するとともに、業務執行役員と適宜意見交換ができる体制としております。その上で、他の監査等委員にも積極的に情報の共有を行っており、連携できる体制を確保しております。

【原則4-5取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役および経営陣は、株主からの受託者責任を果たすために、適時・適切な情報公開を行うことが重要であると認識しており、各ステークホルダーに対して必要な情報は積極的に情報開示を行って

おります。

【原則4－6経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、社外取締役2名を選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見をを行うことで、取締役の業務執行を監督する体制を構築しております。

【原則4－7独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

(i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと

(ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

(iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること

(iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

独立社外取締役2名は、企業法務・コンプライアンスおよびリスクマネジメントに精通した弁護士と財務および会計・税務に精通した公認会計士から構成され、専門的な知識と豊富な経験を有しております。そして、経営の方針や経営改善、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定等について、監視監督を行い、経営陣・支配株主から独立した立場で適時適正な意見を述べております。

【原則4－8独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社は、「社外役員の独立性基準」を満たす独立社外取締役（監査等委員）2名を選任しており、取締役会において独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。また、社外の有識者も参加するコンプライアンス委員会を設置し、権限を付与することによって第三者の視座が経営判断に反映される体制を構築しております。

《補充原則 4-8-①》

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを

構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

各独立社外取締役は、取締役会以外にも適宜連絡を取り合い、意見交換を行っております。取締役会をはじめ、執行役員や社員と対話する機会を増やすなど、業務執行状況を独立社外取締役が正確に把握できる環境は整備されております。

《補充原則 4-8-②》

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社は、筆頭独立社外取締役を決定しておりませんが、常勤監査等委員が経営陣との連絡や監査等委員との連携が図れるよう体制を構築しております。

【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、「社外役員の独立性基準」を独自に定め、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。独立社外取締役の選定にあたっては、上記の独立性基準に加えて、専門的な知識や豊富な経験の有無等を勘案して決めております。

【原則4-10任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、法定の機関設計以外に、コンプライアンス委員会等任意の機関を定め、統治機能の強化をしております。今後も必要に応じて任意機関を定め、統治機能の更なる充実を図ってまいります。

《補充原則 4-10-①》

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することなどにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

独立社外取締役は現時点で2名に留まりますが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。今後は、必要があれば独立社外取締役を主要な構成員とする任意機関を設置することも検討してまいります。

【原則4-11取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適正な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に財務・会計に関する適切十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は、経営、財務、企画・制作、マーケティング、人事等の各分野において、担当事業に精通し、専門的知識と豊富な経験を有したもので構成され、女性取締役も在籍しており、取締役会としての役割・責務を実効的に果たすための多様性と適正規模を両立させる形で構成されていると認識しております。監査等委員には、公認会計士・税理士・弁護士がおり、財務会計や法務に関する適切な知見を有しております。

《補充原則 4-11-①》

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

方針については、原則 3-1 (iv) の記載のとおりであります。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスも配慮して決めております。

《補充原則 4-11-②》

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社は、取締役が他の会社の役員を兼任する場合は、取締役会の承認を要する旨を社内規定にて定めておりますが、当社以外の他の上場会社の役員を兼任しているものはおらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。また役員兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書を通じ毎年開示しております。

《補充原則 4-11-③》

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

取締役会全体の実効性の分析・評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、その具体的な評価手法も含め、引き続き検討してまいります。

【原則4-12取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

社外取締役は、自身の高い専門的な知識や豊富な経験に基づき、取締役会において意見交換を実施しております。社外取締役以外の取締役についても、取締役会に上程された議案について意見や指摘を行う等しております。

《補充原則 4-12-①》

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が(適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で)提供されるようにすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

取締役会の年間スケジュールを設定し、基本的に全ての取締役が出席できる日程で実施しております。取締役会に上程される事項が予め決まっている場合においてはその旨およびその審議に要する時間を確保しております。重要な案件については、十分意見交換を行った上で審議を行っております。尚、現在は議題の要約を事前配布しておりますが、今後要望があれば資料の事前配布を行います。

【原則4-13情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役は、その役割・責務を果たすために必要に応じて、関連部門へ追加の情報提供を求め、関連部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。取締役や取締役監査等委員の支援体制、とりわけ新任者や社外取締役に関しては、当社の企業文化に対する理解を促すとともに社内の情報を十分に共有

する体制を整えております。また取締役相互においても、日常的に情報共有・意見交換を行う企業風土が構築されております。

《補充原則 4-13-①》

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社取締役は、取締役会に上程された議案に限らず、必要に応じて取締役会運営事務局、議案の上程部門や担当取締役に追加資料を求め、迅速かつ果敢な意思決定に資する情報を適宜取得できるようにしております。また、監査等委員は、それに加えて内部監査部門と連携し、監査を行うために必要な情報収集を行うとともに、常勤監査等委員を中心として、執行部門への情報を求めるものとしております。

《補充原則 4-13-②》

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行っております。また、費用負担については会社に請求できる体制となっております。

《補充原則 4-13-③》

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

内部監査室における監査結果および社員へのヒアリングにより把握された業務執行や執行状況に関する問題点等について、適宜代表取締役に報告がなされております。報告された問題点については、代表取締役より各部門へ改善指示がなされ、速やかに改善を行っております。

【原則4-14取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役に限らず広く全社員に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために研

修機会を斡旋しております。また、その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

《補充原則 4-14-①》

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

新任や社外取締役に対しては、就任時に会社概要や経営戦略、重点項目等の基本情報を共有するようにしております。また、拠点訪問を通じた事業理解の促進の場を適宜設けている他、外部セミナーへの参加や外部講師を招いての勉強会を適宜開催しております。

《補充原則 4-14-②》

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、取締役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしております。これにより業務上や時代の変化に対応した知識や情報を得ることを狙いとしております。

第5章 株主との対話

【基本原則 5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきであり、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行うべきと認識しております。そのため、IR体制を整備し、当社への理解を深めてもらうために、年2回の決算説明会に加えおよび個別IRや個人投資家向け会社説明会の実施を行うなど、投資家と積極的な対話を心がけております。

【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、株主や投資家からの面談申込みは積極的に受け入れております。またこれ以外にも年 2 回の決算説明会の実施と資料の開示、また株主構成を鑑み、個人投資家向け会社説明会、海外カンファレンスへの参加を実施しております。

《補充原則 5-1-①》

株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役(社外取締役を含む)が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との実際の対話(面談)の対応者については、経営企画室を窓口とし、基本は IR 担当者が対応しております。また可能な範囲で代表取締役が面談に対応すべく善処しております。

《補充原則 5-1-②》

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

(i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

(ii) 対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

(iii) 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会や IR 活動)の充実に係る取組み

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

(i) (ii) 当社は、IR 担当部署である経営企画室を中心として総務、財務、経理、法務部門等社内各部署と有機的な連携をとることとしております。

(iii) 経営企画室にて個別面談に積極的に対応するとともに、投資家・アナリスト向けの決算説明会の実施に加えて、ホームページなどを通じての情報開示を行っております。

(iv) IR 活動にて把握された株主の意見・懸念は適宜代表取締役に報告しております。

(v) インサイダー情報管理を経営企画室が所管しており、研修および定期的に教育を行うなど、インサイダー情報の管理に留意しております。

《補充原則 5-1-③》

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

毎年 3 月末および 9 月末時点における株主名簿にて株主構造を把握しております。

【原則5－2経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、資本コストを的確に把握したうえで、売上高、営業利益、ROE等の数値目標および各事業の戦略を経営計画として開示するとともに、決算説明会等を通じて目標達成に向けた施策を具体的に説明しております。